

| 議会事務局 | 随意契約件数 | 10 件 | 金額 | 17,225,634 円 | 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 |
|---------|--|----------|-------------------------------------|--------------|---|
| 契約担当課・所 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地及び名称 | 契約金額 | |
| 1 議会事務局 | 会議録検索システム「DiscussNET」の使用等にかかる契約 | 令和4年4月1日 | 福岡市早良区百道浜2丁目4-27 (株)ぎょうせい九州支社 | 1,029,600 円 | <p>①会議検索システムは、当該業者が開発したシステムを使用しており、平成元年から19年までの会議録データが同システムを搭載したサーバーに蓄積されている。</p> <p>②平成18年度までは同システム及びサーバーをリースし、庁舎内の利用者はインターネットによって同システムを利用していたが、平成19年度からは同社が保有するサーバーにインターネットからアクセスすることにより同システムを利用している。</p> <p>③これまでに蓄積したデータをそのまま利用し、同システムに載せて公開できる業者は当該相手方の他にいない。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |
| 2 議会事務局 | 県議会放送手話通訳派遣業務委託契約 | 令和4年4月1日 | 大分市大津町1丁目9番5号 社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会 | 2,500,000 円 | <p>①本業務は、聴覚障害者に対して県議会放送で審議内容を迅速に伝えるため、必要な手話通訳者を配置するものである。</p> <p>②これを行うためには、厚生労働省が認定する手話通訳士又はそれに準ずる能力を有しかつ県が認定した手話通訳者の派遣が必要である。</p> <p>③県内で手話通訳者の派遣に対応できる者は社会福祉法人大分県聴覚障害者協会のみである。</p> <p>④根拠条例：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： 手話通訳料 5,000円/30分未満 以降、4時間未満までは30分ごとに5,000円加算、4時間以上は40,000円に1時間あたり10,000円を加えた額。 手話通訳手配料 3,000円/手配1枚</p> |
| 3 議会事務局 | 行政情報サービス「i-JAMP」利用契約 | 令和4年4月1日 | 東京都中央区銀座5丁目15番8号 (株)時事通信社 | 1,103,520 円 | <p>①当該相手方は、同サービスを提供できる唯一の業者であり、サーバーが総務部行政企画課内に設置され、既に知事部局等も利用している状況である。</p> <p>②根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |
| 4 議会事務局 | 大分県議会本会議及び予算特別委員会に係る映像のインターネット配信及びテレビ中継映像の配信業務委託契約 | 令和4年4月1日 | 大分市東春日町1番2号 大分県デジタルネットワークセンター(株) | 2,640,000 円 | <p>①本業務は、インターネット配信及びテレビ中継を通じて県民に対して幅広く議会本会議・予算特別委員会の視聴を可能とするものである。</p> <p>②これを行うためには、インターネット放送及びケーブルテレビの2点で満足する環境を整備できることが必要である。</p> <p>③当該相手方は、「豊の国ハイパーネットワーク」について大分県から利用承認をえている唯一の業者であることから、それを利用してインターネット中継を行い、かつ県内のケーブルテレビ事業者に映像・音信の伝達を行うことが可能な唯一の業者である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> |

| 議会事務局 | 随意契約件数 | 10 件 | 金額 | 17,225,634 円 | 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 |
|---------|---|-----------|----------------------------------|--------------|--|
| 契約担当課・所 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地及び名称 | 契約金額 | |
| 5 議会事務局 | 点字「県議会おおいた」及び音読 「県議会おおいた」製作配付業務等 委託契約 | 令和4年4月22日 | 大分市中島東1丁目2番28号 社会福祉法人 大分県盲人協会 | 1,318,724 円 | ①まとめた部数を短期間で点訳及び音訳しなければならないため、効果的かつ効率的に作成・配付が可能であるのは大分県盲人協会のみであるため。 ②根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ③単価契約 点字版:原稿1部あたり 827. 7円 音読版:原稿1部あたり 814円 |
| 6 議会事務局 | 「県議会だより」作成掲載委託契約 | 令和4年5月18日 | 大分市府内町3丁目9番15号 (有)大分合同新聞社 | 2,821,500 円 | ①県議会の情報は、県民に広く知らせることが重要である。 ②大分合同新聞、読売新聞(大分版)、朝日新聞(大分版)、毎日新聞(大分版)、西日本新聞(大分版)の5紙で県内のほぼ全ての新聞購読者に情報提供ができる。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ④単価契約 大分合同新聞:1段あたり104, 500円 |
| 7 議会事務局 | 「県議会だより」作成掲載委託契約 | 令和4年5月18日 | 大分市東春日町6-1 (株)読売広告西部大分支社 | 1,633,500 円 | ①県議会の情報は、県民に広く知らせることが重要である。 ②大分合同新聞、読売新聞(大分版)、朝日新聞(大分版)、毎日新聞(大分版)、西日本新聞(大分版)の5紙で県内のほぼ全ての新聞購読者に情報提供ができる。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ④単価契約 読売新聞:1段あたり60, 500円 |
| 8 議会事務局 | 「県議会だより」作成掲載委託契約 | 令和4年5月18日 | 大分市荷揚町6-16 (株)朝日広告社大分支社 | 1,535,490 円 | ①県議会の情報は、県民に広く知らせることが重要である。 ②大分合同新聞、読売新聞(大分版)、朝日新聞(大分版)、毎日新聞(大分版)、西日本新聞(大分版)の5紙で県内のほぼ全ての新聞購読者に情報提供ができる。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ④単価契約 朝日新聞:1段あたり56, 870円 |

| 議会事務局 | 随意契約件数 | 10 件 | 金額 | 17,225,634 円 | |
|----------|------------------|-----------|-----------------------------------|--------------|--|
| 契約担当課・所 | 契約の名称及び内容 | 契約年月日 | 契約の相手方の所在地及び名称 | 契約金額 | 随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項 |
| 9 議会事務局 | 「県議会だより」作成掲載委託契約 | 令和4年5月18日 | 大分市金池町2丁目1番16号 (株)大分毎日広告社 | 1,603,800 円 | ①県議会の情報は、県民に広く知らせることが重要である。 ②大分合同新聞、読売新聞(大分版)、朝日新聞(大分版)、毎日新聞(大分版)、西日本新聞(大分版)の5紙で県内のほぼ全ての新聞購読者に情報提供ができる。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ④単価契約 毎日新聞:1段あたり59,400円 |
| 10 議会事務局 | 「県議会だより」作成掲載委託契約 | 令和4年5月18日 | 大分市府内町3丁目3-16 (株)西日本新聞広告社大分営業所 | 1,039,500 円 | ①県議会の情報は、県民に広く知らせることが重要である。 ②大分合同新聞、読売新聞(大分版)、朝日新聞(大分版)、毎日新聞(大分版)、西日本新聞(大分版)の5紙で県内のほぼ全ての新聞購読者に情報提供ができる。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ④単価契約 大分合同新聞:1段あたり38,500円 |